

北の輝く女性応援会議としての取組について

1. 趣旨

北海道女性活躍推進計画において、北の輝く女性応援会議を女性活躍推進法に規定する協議会として位置づけたことから、今後一層、**応援会議を中心とする**道内の女性活躍に向けての取組を推進するため、本会議における企画機能の充実など、新たな取組を展開する。

2. 実施時期

平成29年度～

3. 実施内容

(1) 北の輝く女性応援会議による「後援等」について

北の輝く女性応援会議構成員の関係団体による女性活躍の気運醸成に係る各種行事に対し、「北の輝く女性応援会議」名義による後援等を行う。(別紙1のとおり)

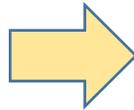
(2) 企画機能の充実について

【担当者会議の役割等】

【～H28】

- ・ 応援会議の運営協議
- ・ 相互の情報交換

※概ね、年に1回開催



【H29～】

- ・ 応援会議の運営協議
- ・ 情報交換

上記に加え

- 応援会議の取組の**企画・立案**
- 勉強会等**スキル向上の場**

※ 複数回開催

(女性活躍推進計画)

～前略～ 本計画は、社会情勢の変化などを踏まえ必要に応じて見直しを行うほか、効果的な施策の展開を図るため、「北の輝く女性応援会議」を女性活躍推進法第23条に基づく協議会に位置づけ、各構成機関・団体等と連携しながら、オール北海道での取組の推進に努めます。

(女性活躍推進法)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、～中略～ 関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。